

2010年11月19日

藤沢市長 海老根 靖典 殿

**「武田薬品工業株式会社湘南研究所との環境保全に関する協定書」
(草案) に対する意見並びに修正案**

武田問題対策連絡会
連絡先 小林 麻須男
藤沢市亀井野 1371-5 44-0375

藤沢市から求められている「武田薬品工業株式会社湘南研究所の環境保全に関する協定書(草案)」に対する当会の意見並びに修正案として、下記の通り提出します。

草案に対する意見

、安全協定書の名称並びに目的について

市の協定書の名称は「環境保全に関する協定書」となっているが、本協定の目的は、単なる自然環境の保全ばかりでなく、武田薬品研究所から排出するバイオ・遺伝子組み換え、創薬・動物実験の排出物から市民の生活の安全を守るための協定であらねばならず、その意味から協定の名称は、「環境・安全に関する協定」とすべきである。

、住民参加の環境安全協議会の設置について

市の草案は、「地域住民との相互理解を推進するため、積極的にリスクコミュニケーションに努める。」とだけしか記述していないが、真のリスクコミュニケーションを進めるためには、「市民参加の環境安全協議会」の設置が不可欠である。市は市民に代わって武田薬品と協議するからそれで十分だとの立場に立っているようだが、武田薬品研究所の排出物から直接被害を受けるのは市民である。しかも、武田薬品研究所の規模の大きさからして、近隣住民ばかりでなく広域にわたる市民が影響を受けるのは必至である。この8月完成した湘南鎌倉病院最上階から見ると、武田薬品から排出される大量の排気は3km圏以上に広がり、排水は江の島に及ぶことが良く解る。藤沢市長は、かねがね住民参加の市政を言っているが、直接住民に影響を与える公害問題にも市民の意見を十分反映させることが、住民参加の市政にとって不可欠で有ると言わなければならない。市は、武田薬品に対し「市民参加の環境安全協議会」の設置を強力に要求すべきである。

、情報公開について

市の草案は、藤沢市情報公開条例及び藤沢市個人情報保護条例を遵守した上で市民に情報公開できるものとする、とだけ書かれているが、これまでの情報公開の実態は、住民生活に重大な影響を与える武田研究所の排水フローや焼却炉の問題について重要な部分が武田薬品の企業機密だと言って秘匿されているのが実態である。しかし、市の情報公開条例では「人の生命，身体，健康，生活又は財産を保護するため，公開することが必要であると認められる情報」については公開することを義務づけられており、個人情報保護を口実に企業機密と称し問題の大局まで含め説明を拒否する事の無いよう、協定締結に際し市民の生命及び財産の安全、保護に重要な影響を与える情報について公開することを明記すべきである。

、大気汚染防止について

市の草案では、大気汚染防止について、「燃料その他の物を燃焼させる設備から排出されるガス」についてしか協定に記載していないが、研究所から排出される大量の排気（800万m³/h）についてもその安全性を確認する規定を盛り込むべきである。また、「燃料その他の物を燃焼させる設備」として環境アセスにて仕様が示されたものは「蒸気ボイラー」「ガスエンジン」「廃棄物焼却施設」の3項目だけであり、「物を燃焼させる設備」は、他にもない実験動物の死骸の焼却を指している。「動物死骸以外の一般ゴミ」は行政の収集に処分を委ねる訳であり、環境アセスが済んでいるからといって、研究所敷地内で燃焼させるものとしては燃料以外を市民は認めるはずがない。草案の「物を燃焼させる設備」の記述は削除すべきである。

動物実験室を含む生物系実験室及び化学系実験室からの大量の排気について、「実験室から空中に放出される排気、水蒸気、ミスト等に含まれる化学物質、微生物、遺伝子組換え生成物等から市民の生命の安全および生活環境を守るため、排気中の微生物検出など排気を常時検査し監視するための必要な措置を講ずるものとする」との条項を盛り込むべきである。

、水質汚濁防止について

市の草案では、水質汚濁防止について、「公共下水道に排出される水の管理目標の設定」しか記載されず、協定違反の大清水浄化センターへの排出を容認する協定になっている。市民はこれまで、協定違反の問題と併せて、公共下水道に流して薄めれば薄める程、武田の危険物をキャッチすることは困難になり、結局、江の島の河口に沈殿・堆積することになる。

研究所が扱う微生物は、それを接種された実験動物と動物の排泄物ならびに敷糞等を含め、実験室から排出前の濃度の濃い段階で沈殿回収する自社排水処理装置を研究所内に設置することが、公害防止にとって最も効果的であることを主張してきた。武田薬品以外の他のバイオ、創薬、動物実験施設においても、自社排水処理施設を設置しているのが通例である。この立場で武田薬品と折衝して欲しい。そして、排水貯留槽をバッチ式に改め、排水の水質検査に生物学的疫学検査、公共用水への排水基準を下水道の排水のBOD基準より厳しい10mg/Lに設定するなどの条項をふくめ、総

量を常時検査し監視するための必要な措置を講ずるものとするとの条項を盛り込んだ修正案で、武田薬品と折衝し、景勝地・海水浴場、江の島を河口に持つ藤沢市として、バイオ、薬品、実験動物排泄物公害を絶対に起こさない排水公害防止協定を実現して欲しい。

、生物・化学物質、微生物、バイオ生成物等の検査体制の確立について

草案では、生物・化学物質微生物、バイオ生成物等の管理についてはもっぱら法令遵守が謳われているだけで、上乘せ目標が何処に定められているか定かでない。また、P3実験はやらないとは何処にも書かれていない。特に、武田薬品研究所がバイオ・創薬・動物実験研究所であるにも係わらず、微生物並びに遺伝子組換え生成物の場外排出を防止するため、それぞれの中継槽並びに排出口に於ける定期的に微生物培養試験を行う検査体制が何ら記載されていない所に問題がある。

実験取扱いの微生物並びに遺伝子組換え生成物の場外排出を防止するため、それぞれの排気口に於いて排気を採取し、定期的に微生物培養試験を行うこと、またその結果を遅滞なく市に報告することを協定に明記すべきである。また、P3レベル、P4レベルの感染性の強い病原菌は当施設においては取り扱わないことを協定書の本文に明記すべきである。協定書の本文に記述されない場合、「もっぱら法令遵守が謳われているだけ」であるから、協定文が一人歩きして、武田が日本の法令を遵守する限り市民の要望にかかわらずP4も研究実験が可能となる。従って明記が必須である。

、実験動物の管理、削減について

一日の実験動物の焼却量900kgを武田薬品研究所の年間稼働日250日、マウス換算(1匹体重35g~40g)で計算すると、 $1日900kg \div 35 \sim 40g = 25000匹 \times 250日 = 年間600万匹$ のマウスを使用することになる。600万匹というのは、日本の薬品・化粧品工場で年間実験動物として使用される数に匹敵する数量で有る。

このような大量の動物実験施設は日本でも最大であり、世界でも例を見ないとのことである。このように大量の動物実験を行う施設にあっては、単なる実験動物の逸走防止とか、飼養及び保管並びに苦痛の軽減に留まらず、世界的に問題にされている動物愛護の精神から厚生労働省の基本指針に基づく「動物実験委員会」の設置ならびに、第三者も加えた実験動物倫理委員会を設置し、代替法の利用と代替法開発研究、実験動物の削減、定期的に実験動物の種類別使用状況等に付いて報告する他、年度毎に削減目標を定め結果を報告することを協定に盛り込むよう求めてゆかなければならない。

、実験動物焼却炉の外部委託について

前記の様な大量の動物実験の実施で使用済みにされる死骸を焼却することになる焼却施設を目の当たりにする住民の精神的苦痛、煙による臭気、ダイオキシン等化学物質の排出による健康問題等から、住民が住宅密集地での実験動物の焼却に反対するのは当然である。草案は、実験動物の焼却を「物の焼却」と表現しているが、命ある実験

動物の焼却を、「物の焼却」と表現する無神経さにあきれるばかりである。実験動物の死骸の焼却を住宅地で焼却する事業者は、全国でも武田薬品以外に無い。修正案が求めているように武田薬品自身が立地上、条件のふさわしい場所に焼却炉を建設するか、外部委託を行うかを求めるものである。無論、外部に焼却炉建設するにしても外部委託するにしても、焼却炉の性能はWHOの求める水準をクリアしたものでなければならない。

、立ち入り検査・苦情処理・事故の補償・その他について

市の草案は、事故時に立ち入り検査に同行出来る市民を地域近隣に限定しているが、事故の規模にもより、排煙、排気、排水に係わる事故は、武田研究所の規模、大きさ、高さからして地域近隣ばかりでなく3km圏内はおろかより広域に、また、境川流域、江の島河口に及ぶ。市民が安全協議会設置で求めている範囲の市民を同行者の対象とすべきである。

また、条例・協定に違反した場合の抜き打ち検査、帳票検査ばかりでなく排水等のサンプリング検査、専門家の同行も協定の中に入れるよう求めてゆかなければならない。さらに、苦情処理、事故の措置については補償を協定の中に明記するとあわせ、市より研究所にたいし、全面的ないし部分的な操業停止勧告を規定する必要がある。

、草案に対する修正案

別紙